

大使館からのお知らせ（ポーランド国内制限の
一部強化地域の変更について（9月4日））

<ポイント>

- 8月8日から一部の地域において、感染防止のための制限が強化されていますが、9月5日から指定地域が変更されます。
- 感染予防措置を心がけて下さい。

9月4日、保健省は、8月8日から開始された一部の地域における新型コロナウイルス感染防止のための制限の強化について、最新の感染状況を踏まえ、9月5日から指定地域を以下のとおり変更する旨発表しました（計10の地域が指定）。強化制限の内容に変更はありません。また、今後、指定地域となる可能性のある10の地域についても発表されています。

1 赤ゾーン

(1) 該当地域（3地域）

- (ア) マウオポルスキエ県：ノヴィ・ソンチュ、リマノフスキ
- (イ) ウツキエ県：パイエンチャニスキ

(2) 強化制限

- (ア) 見本市、会議などの開催禁止
- (イ) 映画館、遊園地の営業禁止
- (ウ) ジム、フィットネスクラブ、療養所の運営禁止
- (エ) 集会や家族のイベントなどに参加する人数を50人までに制限
- (オ) 全ての公共スペースでマスク等の着用が必要
- (カ) 交通機関の乗車定員を座席数の50%までに制限

2 黄ゾーン

(1) 該当地域（7地域）

- (ア) シロンスキエ県：クウォブツキ
- (イ) マウオポルスキエ県：ノヴォソンドツキ
- (ウ) ポドカルパツキエ県：プシェヴォルスキ
- (エ) マゾヴィエツキエ県：リプスキ
- (オ) シュフェントクシスキエ県：コネツキ
- (カ) ウツキエ県：ウォヴィツキ
- (キ) ヴィエルコポルスキエ県：コルスキ

(2) 強化制限

- (ア) 見本市、会議などのイベントにおいては、4平方メートルあたりに1人に制限
- (イ) ジムやフィットネスクラブにおいては、4平方メートルあたりに1人に制限
- (ウ) 集会や家族のイベントを含む、集会に出席する人数を100人までに制限

3 青ゾーン（今後指定地域とされる可能性がある地域：10地域）

- (ア) ポモルスキエ県：コシュチェルスキ、スタロガルツキ
- (イ) ウツキエ県：ヴィエルニスキ、スキエルニエヴィツェ
- (ウ) マウオポルススキエ県：ノヴォタルスキ、タトシャンスキ
- (エ) マゾヴィエツキエ県：ジュロミニスキ、オトフォツキ、オストロフスキ
- (オ) ポドカルパツキエ県：ワンツツキ

4 引き続き、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html

【ご参考：地図（ポーランド保健省 Twitter から）】

